

関係法人 代表者 各位

川崎市健康福祉局障害保健福祉部障害者施設指導課長

障害児通所支援(児童発達支援及び放課後等デイサービスに限る)指定に係る開設前説明会(令和3年8月～11月開設分)の開催中止について(通知)

日頃より本市福祉行政に御協力いただきありがとうございます。

令和3年4月16日(金)に神奈川県においては「特措法に基づくまん延防止等重点措置に係る神奈川県実施方針」が示されました。本措置の期限については、5月31日(月)までとしておりましたが、感染状況が高止まりしている傾向もあり、政府において緊急事態宣言の期限延長を視野に検討されております。

こうした状況から、感染拡大防止の観点として、**令和3年6月1日に開催予定でありました標記の開設前説明会については中止とさせていただきますことといたしました。**

なお、参加を申込みされた事業者の皆様(令和3年8月～11月における)障害児通所支援の申請については、開設前説明会の中止による影響はございません。

また、令和3年8月～11月開設分の参加を申込された事業者の皆様におかれましては、開設前説明会にて使用する予定でありました資料を次のとおり掲載しておりますので、**事前相談を行う前までに必ず御一読**くださいますようお願いいたします。

1 当日資料の掲載について

令和3年5月24日(月)にウェブサイト「障害福祉情報サービスかながわ」に掲載しておりますので、御確認ください。

【掲載先】

ウェブサイト「障害福祉情報サービスかながわ」→「書式ライブラリ」
→「3. 川崎市からのお知らせ」→「9. 事業者指定申請様式等(児童福祉法関連)」

2 事業者指定までの今後の流れについて

今後の流れ	
①	開設前説明会資料の確認
②	事前相談(事前予約の上、来庁。その際には、「川崎市障害児通所支援開設前調査票」を2部持参してください。)
③	申請書類の提出

※詳細なスケジュールは事前相談の際に御説明します。

障害者施設指導課事業者指定担当
TEL 044-200-2927
FAX 044-200-3932